

「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を踏まえた今後の検討課題

全日本私立幼稚園連合会

- (1) 教育基本法に規定されている学校教育と家庭教育の役割分担を前提とすべき。
- ①教育基本法においては、教育の目的及び理念を示した上で、公教育としての学校教育の役割、家庭教育の役割等を規定している。
 - ②今後も幼保一体化の検討に当たっては、教育基本法に規定する教育体系を前提として、検討を行うべき。
 - ③また、当面、幼稚園における預かり保育の拡充、認定こども園の検証に基づく認定手続き等の緩和、並びに安心こども基金の拡充を早急に図るべき。
- (2) 「総合施設（仮称）」の導入に伴う学校教育法等の教育関係法制度の改正に関しては中央教育審議会における十分な審議が必要
- ①学校教育機関である総合施設（仮称）を株式会社等が設置できるようにすることについては、他の学校種を含め学校教育体系全体との整合性を考慮して、検討すべき。
 - ②既に幼稚園としての認可を取得している「個人立幼稚園」については、経過措置として、総合施設の設置主体としても認めるべき。
 - ③学校教育機能部分に関する設置基準は、現行よりも教育の質を向上せしむるものとするべき。したがって、既に認可を受けている保育所が総合施設（仮称）になる際には、運動場の必置義務については一定の期限内に満たされるべき。
- (3) 価値観の多様化、生活様式の多様化、地域社会の多様化等の状況においては、小学校入学前の幼児期の学校教育施設や保育施設が強制的に一つの類型にまとめられるべきではなく、多様なニーズに対応できる多様な施設が存在できる仕組みが必要
- ①多様な施設（とりわけ小規模園）が存続できるためには、しっかりとした財源の裏付けが必要不可欠となるが、従来の「県単・市単」分も含めた具体的内容を速やかに示すべき。
 - ②「総合施設（仮称）」は、「多機能一施設」であり、「多様な施設が存在している」究極の姿であるが、導入の際には、「ワーク・ライフ・バランス」を同時かつ強力で推進することが必要。「ワーク・ライフ・バランス」の推進がなければ、将来において、子どもの最善の利益に極めて重大な禍根を残すことになる
- ※「北欧における幼児施設の利用時間は平均6時間」との指摘もある。
 - ※長時間保育の時間、年間の保育日数に関しては、「家族で過ごす時間」、「地域で過ごす時間」を豊かにする観点から上限を設定すべきではないか。

<裏面へ続く>

- (4) 「総合施設（仮称）」や指定制度における市区町村と都道府県の役割分担についても、現場の意見を十二分に踏まえ、現場が混乱しない仕組みにすべき。
- ① 認定証や受給者証の交付手続きは、保護者にとって煩雑にならないよう、代理受領等の仕組みを考慮すべき。
 - ② 市区町村の事業計画の策定や運用に際しては、公平性と透明性が確保される仕組みにすべき。
 - ③ 認可施設に対する指定や更新の拒否については、不正請求の場合など限定的に行うべき。仮に、認可があるにもかかわらず指定のみが拒否されることとなると、事実上施設として経営が困難となる。また、その理由を明確にするなど透明性を確保すべき。
- (5) 「こども園給付（仮称）」と併せて、都道府県や市区町村の裁量による私学助成等の機関補助や上乗せ補助も認めるべき。
- (6) 「こども園」を選択しない私立幼稚園に対しては、今後とも私学振興の観点から私学振興助成法に基づく私学助成（機関補助）を存続させるべき。
- (7) 「幼稚園」の名称は、今後も存続させるべき。
- (8) 地方版の「子ども・子育て会議」のメンバーに幼稚園関係者を入れるなど、幼稚園と市区町村との連携強化が図られるシステムを構築すべき。

以 上

2011年11月24日

子ども・子育て新システム「基本制度」に関する意見

一般社団法人
日本こども育成協議会
副会長 山口 洋

1. 総合施設について

(ア) 多様な事業主体の特性を認めることこそが、多様な事業主体の参入を促すと考える。株式会社の特性の一つに市場からの資金調達があるが、配当はそこから派生する税金を払った上での利益処分である。寄付金や贈与金が非課税というメリットが未だに存在する社会福祉法人などの事業体とは資金調達方法が異なるため、運営段階の要件に配当制限を設けることは法人としての特性を毀損している。よって、事実上株式会社の参入を阻害するようなことにならないよう、配当規制は設けるべきではない(運営段階の要件 案の3)。

(イ) 参入の位置づけに関しては、必ずしも自治体の自由裁量を否定しているわけではないが、公平性・透明性が確実に認められるように株式会社やNPO法人も学校法人・社会福祉法人と同列に扱われるべきである。同列に扱われない場合は現状の保育所制度からの後退を意味し、これはあってはならない。

(ウ) 株式会社立保育園が「学校」ではないことから学校法人等と同列に位置づけられないのであれば、個人立幼稚園も例外ではない。昭和25年の学校教育法の附則で「当分の間、個人立幼稚園を認める」とされ、これが現在でも通用しているが、学校教育法上、「学校」には学校法人しか認められないのであれば、個人立幼稚園も同様である。多様な事業主体の参入を促すためには、学校法人という括りにこだわる必要はない。

2. 指定制における需給調整については恣意性が働かないようにする仕組み作りが必要である。

(ア) 子ども・子育て新システムの大きな命題の一つはすべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することである。それを実現するためには量的拡大と質の向上が欠かせないことを議論してきたが、計画的な需給調整をすることは事業者間の競争を阻害することを意味し、議論とは矛盾している。利用者が自由に選択可能な仕組みを作ることによって自然淘汰が起きることで、結果的に利用者から選ばれた質の高い施設が残る。よって、指定更新拒否は欠格要件に該当する場合を除き行われるべきではなく、需給調整は利用者の自由な選択の結果の自然調整に委ねるべきである。

3. すべての子どもに良質な保育を提供するためには、総合施設や指定施設以外の多様な保育事業に公費が入ることが保障されるべきである。

一時保育や夜間保育、保育ママなど多様な保育支援が必要とされている

4. 課題である待機児童解消問題に対応するために、こども園の指定基準は一定期間を猶予期間として地方の実情に応じたレベルにするべきである。

(ア) 現在、東京都認証保育所には約20,000人、横浜保育室には約4,700名の児童が入所しており、それらは行政の独自基準で設置・運営されている。東京都認証保育所では正規有資格職員の配置が60%以上と定められているが、これが直ちに認可基準である100%とされた場合、事業者は一斉に有資格者取得に動き出す事が予想される。これにより保育士不足がより深刻化し、現在運営されている認可保育所でさえも運営困難となり、また、保育所新設も難しくすることから待機児童問題対策の後退となることは明らかである。

(イ) 待機児童解消問題を後退させない為にも将来的には認可基準並みにすることを条件に、一定期間は地方の実情に合わせた一時的な緩和は必要である。

以上